

町田市被災建築物応急危険度判定要領

第1 目的

この要領は、大規模な地震が発生した場合に、市民の安全の確保を図るため、被災した建築物の被害の状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害が発生する危険の程度の判定、表示等を行う被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要領において「判定員」とは、第1に規定する判定業務に従事する者で、東京都防災ボランティアに関する要綱（平成7年5月11日6総災防第280号東京都総務局長決定）の規定により防災ボランティアとして登録された市内に在住し、又は在勤するものをいう。

第3 判定計画

市長は、災害時において判定を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、判定業務の遂行に必要な人員、判定の対象となる区域及び建築物、判定業務の手順等の計画を定めるものとする。

第4 町田市被災建築物応急危険度判定員連絡協議会

- 1 判定員の組織化の推進並びに判定技術の維持及び向上のため、町田市被災建築物応急危険度判定員連絡協議会（以下「判定員連絡協議会」という。）を設置する。
- 2 判定員連絡協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 判定員連絡協議会の連絡網の整備に関すること。
 - (2) 判定に係る情報の提供、講習、訓練等に関すること。
- 3 判定員連絡協議会は、判定所管課（都市づくり部建築開発審査課をいう。以下同じ。）及び判定員で組織する。
- 4 前3項に定めるもののほか、判定員連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事

項は、判定員連絡協議会が定める。

第5 実施本部

- 1 震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに町田市災害対策本部都市づくり対策部住宅都市復興班（以下「都市復興班」という。）に被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置するものとする。
- 2 実施本部の長は、実施本部長とし、判定所管課の長（以下「判定所管課長」という。）をもって充てる。

第6 判定の実施

- 1 実施本部長は震度及び被害の状況に応じて判定実施の要否を判断する。
- 2 前項の場合において、都市復興班は、判定の実施の要否を判断するために必要な資料を作成する。

第7 判定拠点

- 1 実施本部長は、判定を迅速かつ円滑に実施するため、市の区域を5地域に分け、それぞれの地域ごとの市有施設に判定拠点を設置する。
- 2 判定拠点に、当該判定拠点を統括する責任者を置く。

第8 判定員に対する参集要請

実施本部長は、第6第1項の規定により、判定を実施するときは、判定員連絡協議会に所属する判定員に対し、参集を要請するものとする。

第9 判定コーディネーターの任命等

- 1 実施本部長は、判定の実施に当たり、市職員及び判定業務に精通した者のうちから適当と認める者を被災建築物応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）に任命するものとする。
- 2 判定コーディネーターは、実施本部及び判定拠点と判定員との連絡調整並びに判定員の指導及び支援を行うものとする。

第10 都知事に対する支援要請

市長は、地震被害が大規模であること等により、判定員、判定コーディネーター

その他の判定業務に従事する者（以下「判定員等」という。）、判定資機材等に不足を生ずると判断したときは、都知事に対し、判定員等の派遣、判定資機材等の提供その他必要な支援を要請することができる。

第11 判定の方法

判定員は、目視又は簡易な道具を用い、建築物の沈下、傾斜、構造躯体の被害状況等を調査し、危険度の判定を行うものとする。

第12 判定結果の表示

判定員は、第11の判定に基づき、その結果を「調査済」、「要注意」及び「危険」に区分し、建築物の入り口、外壁等の見やすい位置に表示するものとする。

第13 宿泊施設、食料等の確保

市長は、必要があると認めるときは、市が実施する判定業務に従事する判定員等のための宿泊施設、食料等の確保に努めるものとする。

第14 建築関係団体に対する協力要請

市長は、判定を迅速かつ円滑に実施するため、市内の建築士事務所協会その他の建築関係団体に対し、必要な判定員等の確保、応急復旧工事及び応急修繕の相談窓口の設置その他の協力を要請することができる。

第15 判定資機材の調達及び備蓄

市は、都と相互に協力して、判定資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

第16 他の自治体に対する支援

- 1 市長は、都知事から他の自治体に対する支援を要請されたときは、判定員の派遣に関し必要な連絡調整及び判定資機材の提供を行うものとする。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、判定所管課長を長とする判定応援係を組織し、他の自治体に対し、応援活動を行うことができる。

第17 判定業務における補償

民間の判定員等の判定業務に関して生じた事故に係る補償については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償

制度運用要領の規定を適用する。

第18 補則

この要領に定めるもののほか、判定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2005年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2016年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、2023年4月1日から施行する。